

1. 改正の概要

・先物取引に係る雑所得等の課税の特例(※1)及び繰越控除(※2)の対象となる取引範囲から、一定の取引が除外されます。

【先物取引に係る雑所得等の課税の特例及び繰越控除の対象となる取引範囲】

改正前	改正案
① 商品先物取引等の決済 イ 商品取引所の定める基準及び方法に従って、商品市場において行われる現物先物取引、現金決済型先物取引、商品指数先物取引、商品オプション取引、商品の実物取引のオプション取引等 □ 商品市場及び外国商品市場によらないで行われる現物先物取引、現金決済型取引、指数先物取引、オプション取引、指数現物オプション取引等(店頭商品デリバティブ取引)	商品先物取引業者以外の者を相手方として行う取引が除かれます。
② 金融商品先物取引等の決済 イ 金融商品取引法に規定する市場デリバティブ取引のうち、金融商品市場において金融商品市場を開設する者の定める基準及び方法に従い行う一定の取引 □ 金融商品市場及び外国金融商品市場によらないで行われる先物取引、指標先渡取引、オプション取引、指標オプション取引等(店頭デリバティブ取引)	金融商品取引業者等(※3)以外の者を相手方として行う取引が除かれます。
③ カバードワラントの差金等決済	

(※1) 居住者等が一定の先物取引の差金等決済をした場合の所得は、他の所得と区分して所得税15.315%(復興特別所得税含む)、住民税5%の税率による申告分離課税となります。

(※2) (※1)の所得の計算上生じた損失がある場合には、その損失の金額を翌年以後3年間にわたり繰り越し、その繰り越された年分の(※1)の金額を限度として、一定の方法により、(※1)の金額の計算上その損失の金額を差し引くことができます。

(※3) 金融商品取引業者等とは、金融商品取引業者のうち第一種金融商品取引業を行う者又は登録金融機関をいいます。

○平成28年10月1日以後に開始する先物取引について適用される。

2. 実務上の留意点

・先物取引を行う際には取引業者の確認が必要となる。